

厚生労働省
埼玉労働局発表
平成26年8月29日

担 当	埼玉労働局総務部企画室	
	室長	吉原 和子
	室長補佐	洪沢 修一
	(電 話) 048-600-6201	

紛争自主解決支援セミナーを開催します！

～事業主と労働者との間のトラブル未然防止

・早期解決に向けて～

埼玉労働局（局長 阿部充）では、労使間のトラブルを未然に防止することを目的として企業の経営者や人事労務担当者を対象に毎年「紛争自主解決支援セミナー」を開催しています。今年は、『最近の労使紛争を巡る諸問題』～実際のトラブル事例をふまえて～』というテーマで、10月8日（水）に開催します。（詳細は別紙のとおり）

埼玉労働局内の総合労働相談件数は、平成25年度には53,740件（24年度52,494件、23年度56,630件）となり高止まりの状況にあります。また、総合労働相談のうち、民事上の相談内容は、解雇、労働条件の引下げ、退職勧奨など従来から事業主と労働者との間にある紛争に加え、「いじめ・嫌がらせ」が「解雇」を上回り相談件数のトップとなるなど、労使間の紛争は複雑で多岐にわたっています。

このような状況を踏まえ、個別労働紛争解決制度における「あっせん」に数多く携わり、弁護士としても労働紛争を担当されている佐世芳氏を講師として、実際のトラブル事例に基づいた最近の労使間の諸問題についてセミナーを催行します。

* 個別労働紛争解決制度とは、

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、職場での解雇、雇止め、賃金引下げ、いじめ・嫌がらせ等の民事上のトラブルの未然防止や解決の促進を図ることを目的とした制度です。

埼玉労働局では、総合労働相談、助言・指導、あっせんという個別の解決援助サービスとあわせて、広く紛争未然防止・自主解決に向けた周知を目的とした経営者へのセミナーを開催しています。

企業内トラブルの解決のために

～労使紛争の自主的解決に役立つ情報、ノウハウを提供します～

講演

『最近の労使紛争を巡る諸問題』

～実際のトラブル事例をふまえて～

弁護士

(埼玉紛争調整委員会 会長)

佐世 芳 氏

最近の法改正

- ・「雇用均等関係の3つの法令が変わります！！」
 - ・ 男女雇用機会均等法
 - ・ パートタイム労働法
 - ・ 次世代育成支援対策推進法

【日時】

平成 26 年 10 月 8 日 (水)
14 : 00 ~ 16 : 30

【会場】

埼玉労働局雇用保険説明会会場
(さいたま市中央区新都心 1 1 - 2
ランド・アクシス・タワー14階)

【対象】

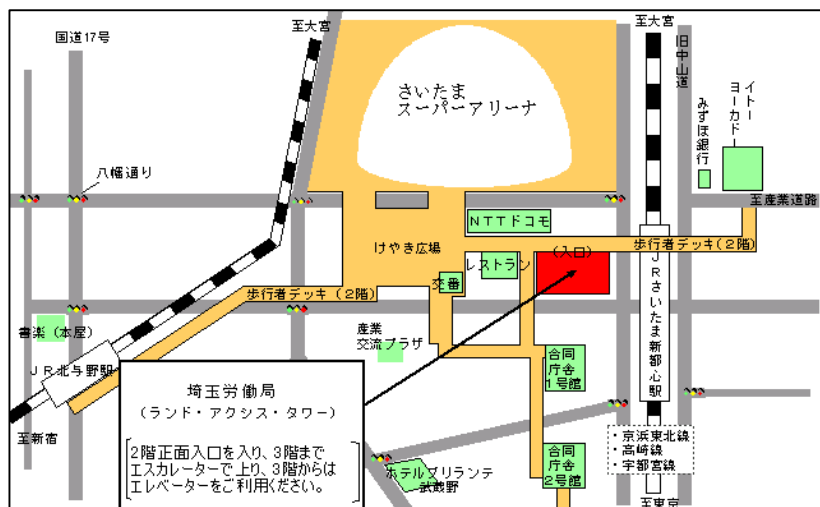
企業の経営者、人事・労務担当者

【定員】

160名 (定員になり次第締切りと
させていただきます)

【参加費】 無料

【会場案内図】



[JR 京浜東北線・高崎線・宇都宮線、

さいたま新都心駅より徒歩1分]

主催:埼玉労働局

【連絡先】埼玉労働局企画室 TEL : 048 - 600 - 6201

申し込みは、【裏面】をご覧ください。

紛争自主解決支援セミナー（平成26年10月8日開催）に

参加ご希望の方は、下記「参加申込書」にご記入の上、埼玉労働局総務部企画室にファックスにてお申し込みください。

申込先
埼玉労働局総務部企画室 【担当 片山、江口、渋沢】
〒330-6016 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2
ランド・アクシス・タワー16階

TEL： 048-600-6201

FAX： 048-600-6221

参加申込書

ふりがな	
会社名	
所在地	
電話番号	
参加者 役職・氏名	

このままご送信ください。

お申し込みは、平成26年9月25日（木）までとさせていただきますが、定員になり次第受付を終了いたします。

参加の可否につきましては、定員を超えた場合のみご連絡させていただきますので、ご了承ください。

なお、この申込書に掲載された個人情報は、本件セミナーの開催に係る出席確認及び連絡のために使用し、他の目的には使用いたしません。